

## 第3部 資料

### 1 環境行政の変遷

年月日	佐倉市の動き	千葉県の動き	国等の動き
昭和 38. 10. 1		「千葉県公害防止条例」施行	
40. 3. 31	地下水位観測井設置(石川)		
42. 4. 1		「千葉県公害防止条例」全面改正	
42. 8. 3			「公害対策基本法」施行
43. 12. 1			「大気汚染防止法」及び「騒音規制法」施行
45. 4. 1	開発課に公害係が新設される		
45. 9. 1			水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定を閣議決定(印旛沼・手賀沼)
45. 9. 28		「千葉県公害防止条例施行規則」施行	
45. 9. 28	千葉県公害防止条例による事務委任		
46. 4. 19	組織改正により民生部環境衛生課になる		
46. 6. 24			「水質汚濁防止法」施行
47. 3. 31	佐倉市公害対策審議会設置		
47. 4. 20		「千葉県公害防止条例」及び「同施行規則」全面改正施行	
47. 4. 20	「佐倉市公害防止条例」施行		
47. 5. 20	「佐倉市公害防止条例施行規則」施行		
47. 5. 31			「悪臭防止法」施行
47. 9. 29		「大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例」施行	
47. 9. 29		「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」施行	
48. 2. 19	硫黄酸化物、窒素酸化物及び浮遊ふんじんの測定開始(市役所)		
48. 3. 13	温湿度、風向風速測定開始(市役所)		
48. 4. 1	組織改正により民生部公害対策準備室になる		
48. 4. 1	光化学スモッグ急性健康障害暫定対策事業の実施		
48. 4. 1		千葉県大気汚染緊急時対策事業(オキシダントの部)の実施	
48. 5. 1	一酸化炭素の測定開始(市役所)		

年月日	佐倉市の動き	千葉県の動き	国等の動き
48. 5. 7	オキシダントの測定開始(市役所)		
49. 3. 30	組織改正により民生部公害対策課になる		
49. 4. 1		千葉県大気汚染緊急時対策事業(硫黄酸化物の部)の実施	
49. 7. 1	千葉県公害防止条例に基づく地下水採取の規制地域となる		
49. 7. 1	千葉県公害防止条例に基づく揚水施設に関する規制の事務委任		
49. 7. 18	酸性の雨による急性健康障害暫定対策事業の実施		
49. 9. 1	騒音規制法に基づく指定地域になる		
49. 9. 1	騒音規制法に基づく事務委任		
50. 1. 21		水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定を告示(鹿島川・手繰川)	
50. 8. 1	志津地区でオキシダント測定開始(志津公民館)		
50. 10. 25	精密水準点設置		
51. 7. 1		「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」(昭和46年制定)を廃止し、新たに同条例を制定施行	
51. 12. 1			「振動規制法」施行
52. 1. 1		「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」一部改正施行	
52. 4. 1	「佐倉市公害防止施設整備等促進条例」施行		
52. 5. 4	第1回「よりよい明日のために」ポスター・作文・標語コンクール実施		
53. 1. 1	振動規制法に基づく指定地域になる		
53. 1. 1	振動規制法に基づく事務委任		
53. 3. 31	佐倉市環境白書第1号発刊		
53. 4. 1	佐倉市公害モニター設置		
53. 7. 1	「佐倉市公害防止条例」及び「同施行規則」の一部改正施行		
54. 3. 24	地盤沈下観測井及び地下水位観測井設置(中志津)		
54. 10. 1	弥富地区でオキシダント測定開始(岩富町)		
55. 3. 25	「佐倉市河川の生物」発刊		
55. 4. 1	組織改正により経済部公害対策課になる		

年月日	佐倉市の動き	千葉県の動き	国等の動き
56. 6. 1		「千葉県環境影響評価の実施に関する指導要綱」施行	
57. 4. 1		「印旛沼水質管理計画」策定	
57. 4. 1	大気汚染測定局を市役所から江原新田に移設		
58. 1. 1		「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」一部改正施行	
58. 4. 1	組織改正により経済環境部環境保全課になる		
59. 3. 27		湖沼の窒素及びリンの環境基準に基づき水域類型を指定(印旛沼・手賀沼)	
59. 10. 18		「大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例」一部改正施行	
59. 11. 20	財団法人印旛沼環境基金設立		
60. 3. 8		「千葉県臨海地域公害防止計画」(S59～63年度)策定	
60. 3. 8	佐倉市全域が都市計画区域となる		
60. 3. 21			「湖沼水質保全特別措置法」施行
60. 3. 29		水質汚濁に係る環境基準の水域類型を指定(高崎川)	
60. 12. 16			「湖沼水質保全特別措置法」に基づく指定湖沼・指定地域に印旛沼・手賀沼及び流域を指定
61. 5	環境庁「あおぞら観察コンテスト」で「あおぞらの街」に選ばれる		
62. 2. 1	弥富地区で風向風速測定開始(岩富町)		
62. 3. 27		「第1期・印旛沼に係る湖沼水質保全計画」策定	
平成元. 1. 10		「千葉県地下水汚染防止対策指導要綱」施行	
元. 9. 1	「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」の一部改正に伴い、「佐倉市公害防止条例施行規則」の一部改正		
2. 4. 1			「悪臭防止法施行令」一部改正(「悪臭物質」に4物質追加)
2. 9. 22			「水質汚濁防止法」一部改正施行(生活排水対策等の追加)

年月日	佐倉市の動き	千葉県の動き	国等の動き
4. 1. 1	悪臭防止法に基づく規制地域になる		
4. 1. 1	悪臭防止法に基づく事務委任		
4. 3. 12		「第2期・印旛沼に係る湖沼水質保全計画」策定	
4. 11. 26	「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」の特定地域になる		
4. 12. 1			「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」施行
5. 3. 8			水質汚濁に係る環境基準(健康項目)の改正
5. 3. 11		「千葉地域公害防止計画」策定(平成4~8年度)	
5. 3. 29	水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域の指定を受ける	水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域の指定(成田市、佐倉市、八千代市、四街道市、八街市、富里町及び白井町)	
5. 3. 31	電気自動車の導入		
5. 6. 2	環境教育推進モデル市町村の指定を受ける		
5. 11. 19			「環境基本法」施行
6. 3. 31	「佐倉市生活排水対策推進計画」策定		
6. 4. 1			「悪臭防止法施行令」及び「同施行規則」一部改正施行(「悪臭物質」に10物質追加)
7. 3	「佐倉市水辺の生物」発刊		
7. 3. 31	上志津測定局での測定終了		
7. 4. 1	井野測定局での測定開始(風向風速・オキシダント・窒素酸化物)		
7. 4. 1		「千葉県環境基本条例」施行、「千葉県環境保全条例」(46年制定)廃止	
7. 10. 1		「千葉県環境保全条例」及び「同施行規則」施行、「千葉県公害防止条例」(38年制定)廃止	
8. 4. 1	組織改正により経済環境部環境保全課と生活環境課に分割		
8. 4. 1	佐倉市公害モニターから佐倉市環境モニターに変更		
8. 5. 1	佐倉市公害対策審議会廃止、佐倉市環境審議会設置		
8. 10	岩富測定局で温度・湿度の測定開始		

年月日	佐倉市の動き	千葉県の動き	国等の動き
9. 1	市内大気汚染測定局をテレメーター化		
9. 3.10		「第3期・印旛沼に係る湖沼水質保全計画」策定	
9. 4. 1	「佐倉市環境基本条例」施行		
9. 4. 4		「千葉県地下水汚染防止対策指導要綱」改正	
9.12			気候変動枠組条約第3回締約国会議(地球温暖化防止京都会議)開催
9.12. 1			「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」一部改正施行
10. 1. 1		「千葉県土砂等の埋立等による土壌汚染及び災害の発生の防止に関する条例」(残土条例)施行	
10. 2		「千葉地域公害防止計画」策定(平成9～13年度)	
10. 3.31	「佐倉市環境基本計画」策定(平成10～30年度)		
10. 4. 1	佐倉市廃棄物減量等推進審議会設置		
10.11.17	天然ガス自動車の導入		
10.12		「小規模廃棄物焼却炉等に係るダイオキシン類及びばいじん排出抑制指導要綱」施行	
11. 2			水質汚濁に係る環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の項目追加(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、フッ素、ホウ素)
11. 4. 8			「地球温暖化対策の推進に関する法律」全面施行
11. 6		「千葉県レッドデータブック植物編」公表	
11. 6.12			環境影響評価法施行
12. 1.15			「ダイオキシン類対策特別措置法」施行
12. 3.25	「佐倉市自然環境調査最終報告会」開催		
12. 3	「佐倉市自然環境調査報告書」発刊		
12. 4. 1	「佐倉市環境保全条例」及び「同施行規則」施行、「佐倉市公害防止条例」廃止		
12. 4		「千葉県自動車排出窒素酸化物総量抑制指導要綱」施行	
12. 5		「千葉県レッドデータブック動物編」公表	

年月日	佐倉市の動き	千葉県の動き	国等の動き
12.6.2			「循環型社会形成推進基本法」施行
13.1			環境省発足
13.3.9	佐倉市役所・ISO14001 認証取得		
13.4.1			「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)施行
13.6		「千葉県ディーゼル自動車排出ガス対策指針」を策定	
13.7.1			「排出基準を定める環境省令」一部改正施行(ハウ素、フッ素、硝酸性窒素等の追加)
13.7.15			「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」施行
13.10	粗大ごみの有料化		
13.10	ごみ収集専用袋の素材が紙製からポリエチレン製に変わる。		
13.10	ごみの分別が4分別から6分別に変更される。		
13.12.1			「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」施行
13.12.1			「水質汚濁防止法施行令」及び「同施行規則」の一部改正施行(総量規制の指定項目として、窒素及びリンの追加)
14.1	岩富測定局で窒素酸化物の測定開始		
14.3.7		「第4期・印旛沼に係る湖沼水質保全計画」策定(平成13~17年度)	
14.7.31		よみがえれ印旛沼県民大会開催(主催:県・印旛沼水質保全協議会)	
15.2		千葉地域公害防止計画策定(平成14~18年度)	
15.2.9	NPO法人及び市民公益団体による印旛沼環境団体連合会設立(11団体)		
15.2.15			「土壌汚染対策法」施行
15.3.31		光化学スモッグ・酸性の雨急性健康障害暫定対策事業の廃止	
15.7.1	組織改正により経済環境部環境政策課、生活環境課、廃棄物対策課に分割		

年月日	佐倉市の動き	千葉県の動き	国等の動き
15. 9. 1	「佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例」改正施行		
15.10. 1	「佐倉市快適な生活環境に支障となる迷惑行為の防止に関する条例」施行		
15.10. 1		「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出抑制に関する条例」に基づきディーゼル車走行規制開始	
15.12	廃蛍光管の分別収集開始		
16. 2. 3		印旛沼流域水循環健全化緊急行動大会開催（主催：県・印旛沼流域水循環健全化会議）	
16. 3	ごみ収集専用袋の一部改訂		
17. 3	「佐倉市一般廃棄物処理基本計画」策定（平成 17～31 年度）		
17.10. 1			「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」施行
18. 3	「佐倉市谷津環境保全指針」策定（～平成 30 年度）		
18. 3	「佐倉の湧き水物語」発刊		
18. 3		印旛地域の不法投棄について考えるシンポジウム開催	
18. 4. 1	「佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例」全部改正施行		
18. 6		「千葉県地球温暖化防止計画」改定～ちば CO2CO2 ダイエット計画～	
18.10. 1			「石綿による健康被害等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律」施行
18.10. 1	「佐倉市アスベスト含有成形板を使用する建築物等の解体工事等の届出等に関する条例」施行		
20. 3	「佐倉市地球温暖化対策地域推進計画」策定（平成 20～29 年度）		
20. 3	佐倉市役所・ISO14001 認証有効期限終了に伴い、外部審査から自己宣言方式に移行		
20. 3		「千葉県環境基本計画」策定 「生物多様性ちば県戦略」策定	

年月日	佐倉市の動き	千葉県の動き	国等の動き
20. 3. 31		「千葉県地下水汚染防止対策指導要綱」廃止	
20. 4. 1	組織改正により経済環境部環境政策課、生活環境課を統合し、環境保全課に名称変更		
20. 4. 1		「千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例」施行	
20. 7. 1		「千葉県地質汚染防止対策ガイドライン」制定	
20. 8	佐倉市エコライフ推進員設置		
21. 3	「佐倉市生活排水対策推進計画(改定版)」策定(～平成29年度)		
21. 4	ごみ収集専用袋の一部改定(うめたてごみ)		
22. 2	第7回印旛沼再生行動大会(主催: 県・印旛沼流域水循環健全化会議)にて「印旛沼再生宣言書」に署名		
23. 3. 11			東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質が放出される
23. 9	「佐倉市放射性物質除染計画」策定(72施設)		
24. 4. 1	組織改正により経済環境部が産業振興部、環境部に分割、環境部は環境保全課、生活環境課、廃棄物対策課となる		
25. 4. 1	「佐倉市小規模水道条例」施行、水道法の改正により、千葉県より専用水道、簡易専用水道の事務の移譲		
25. 5. 14	印旛沼流域13市町長連名で「印旛沼の環境保全対策事業の早期実施に関する要望書」を千葉県知事に提出		
25. 10	「佐倉市一般廃棄物処理基本計画」改定(～平成31年度)		
26. 3	「佐倉市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」策定(平成26～29年度)		
26. 3	佐倉市環境モニター廃止		
26. 4. 1	組織改正により、環境部は環境政策課、生活環境課、廃棄物対策課の体制となる		
27. 12. 18	下志津・畔田谷津が環境省「生物多様性保全上重要な里地里山(重要里地里山)」に選定される。		



年月日	佐倉市の動き	千葉県動き	国等の動き
28. 3	「佐倉市地球温暖化対策地域推進計画」を改定し「佐倉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」策定（平成 28～31 年度）		